

病院等関係者の皆様へ

**看護師等の離職時の届出制度は、
法律に基づいた看護師等の復職を支援する制度です。**

離職時等における看護職の都道府県ナースセンターへの届出(努力義務)は、看護師等の人材確保の促進に関する法律(人確法)に基づき、人材確保を行うことを目的とした制度です。

届け出た看護師等へナースセンターが行う業務

- ナースセンターによる復職に向けた情報提供及び支援
- ナースセンターによる職業のあっせん(無料職業紹介事業)※

※届出者が希望した場合のみ

なお、届け出た情報があらかじめ本人の同意を得ることなく外部に提供され、

以下のように利用されることは一切ございません

- ×ハローワークおよび民間職業紹介事業所への届出者情報の提供
- ×届出をおこなった看護師等への民間職業紹介事業所からの求職登録の勧誘・あっせんおよび求人施設への紹介料請求

看護師等の離職時の届出制度の周知と届出にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

公益社団法人 日本看護協会
中央ナースセンター